神奈川県高等学校教科研究会

社会科部会報

平成25 (2013) 年10月16日発行 「第73号 |

春季研究大会講演要旨 井上達夫先生 $2\sim5$ 各分科会報告・今後の予定 等 $5\sim13$

事務局 神奈川県立柏陽高等学校 矢野 慎一 〒 247-0004 横浜市栄区柏陽1-1 TEL 045-892-2105 FAX 045-895-0856

平成25 (2013) 年度社会科部会秋季研究大会ならびに講演会

1 日 時 平成25 (2013) 年10月16日 (水) 9:00~17:00

2 会 場 かながわ県民センター 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 (TEL 045-312-1121)

3 時 程 9:30~10:00 受付、資料配布(部会報など)

10:00~10:10 開会のことば・部会長挨拶 10:10~12:25 研究発表および研究協議

○歴史分科会:「近代日本政治史における"別荘"の役割」

加藤 将(県立神奈川工業高校定時制)

○地理分科会: 「フィールドワークの実施と課題」

井上 明日香(県立元石川高校)

○倫政分科会:「定時制における公民科教育」

三橋 建彦(県立茅ヶ崎高校定時制)

12:25~12:40 講評 高校教育指導課 地理歴史・公民科指導主事

12:40~13:40 昼食・休憩

13:40~14:00 広報活動 横浜中税務署・神奈川県立歴史博物館

14:00~16:30 講演会 (講演および質疑応答)

16:30~ 閉会のことば

4 講 演

○【講師】 野中 健一先生 (立教大学)

○【演 題】 「自然に生きる~昆虫食と野生資源利用から見る東南アジアの暮らし~」

<講師プロフィール> 野中 健一(のなか けんいち) 先生

立教大学文学部教授(地理学、生態人類学)

環境地理学、生態人類学、民族生物学をベースとして、生き物との関わり合い(認識・獲得・利用)について、日本、東南アジア、南部アフリカ、オセアニアを中心としてフィールドワークに基づく研究に従事。

(著書)

『民族昆虫学 - 昆虫食の自然誌 - 』 東京大学出版会 2005年

『虫食む人々の暮らし』 NHK出版 2007年

『昆虫食先進国ニッポン』 亜紀書房 2008年

『虫はごちそう』 小峰書店 2009年

(共著)

『環境地理学の視座-<自然と人間>関係学をめざして』 昭和堂 2003年 『野生のナヴィゲーション-民族誌から空間認知の科学へ-』 古今書院 2004年

(編著)

『ヴィエンチャン平野の暮らし-天水田村の多様な環境利用』 めこん 2008年 『わくわく生き物地理学』 たまさや 2009年

社会科部会報 No.73 (1)

2013年度 春季研究大会講演会要旨

世界正義について (2013年5月22日 於 かながわ県民センター)





東京大学大学院 法学政治学研究科教授

井上 達夫 先生

1. 「法とは正義への企てである」

私は1970年代に大学法学部に入学して以来、基礎法 学の一つである法哲学を勉強してきました。法哲学の 基本テーマの一つが、法とは何かということです。 「法 | と訳されるjus (羅)、droit (仏)、Recht (独)、 right(英)には、「正」とか「権利」という意味もあ ります。したがって法哲学では「正義」とは何かが問 題になります。しかし、それだけでなく法哲学では、 法と正義との関係も重要なテーマです。すなわち「悪 法も法か」という問題です。これには法実証主義と自 然法論の伝統的な対立があります。法実証主義は、法 を実定法に限定し価値としての正義から切り離して、 事実としての法を考えます。これは価値相対主義の上 に立ちます。価値相対主義は、たしかに思想の自由や 価値観の違いを認め、社会に寛容を促すように見えま す。しかし実態はというと、価値観の対立は合理的議 論によっても調停不能として、価値観同士の実存的闘 争、つまりウェーバーの言う「神々の闘争」になりま す。他方、自然法論は、客観的正義たる自然法の存在 を主張し、これに反する実定法は法ではないと言いま す。この立場は無政府状態を導くか、逆にそれを避け るために現実には実定法に頼らざるをえないとすると いう問題があります。

私は、法実証主義と自然法論の両方を批判して、第 三の道をとります。つまり、「法は正義への企てである」という立場です。これは、法が正義を実現し得てないとしても、その法が正義を真摯に追求していると見なされるかぎりにおいて法たりえます。法は未だ達成されざる正義を志向して、絶えず自己改革を試みる企てだということです。なお、法が正義を「真摯に」追求していると見なされるためには、次のことが必要 不可欠です。法が正義を標榜する以上、法によって一定の行為を禁じられたり求められたりする人々が、法 の正義適合性について異議申し立てができ、法を批判 的に審問し改革できるような手続きが制度的に確保さ れているということです。

2. 世界正義という言葉

さて、以上のことを前提にして、いよいよ「世界正 義 global justice」について考えていきたいと思いま す。世界正義は、「国際正義 international justice」と は違います。国際正義は国家を前提にし、あくまで国 家間の規範を問題にします。世界正義を考えることに よって、主権国家以外のアクターも視野に入ってきま す。また数あるアクターのうち、何故国家が必要なの かが論証されるべき問題となります。世界正義を考え ることによって、主権国家秩序を脱構築と言うよりも 再構築しようというのが私の立場です。なおここで誤 解してほしくないのが、国家が重要だと言うことは、 ナショナリズムとは全く関係ないことです。国家には 「答責性 (accountability)」が厳密に求められます。 外の団体にはなかなかないことです。これは国家にあ るメリットです。もし国家がナショナリズムを統合原 理として採用したとすれば、国民はなぜそうするのか 問うことができ、民主国家ではその説明責任の所在が 明らかになっています。私は、普遍的人権を守るため にこそ主権国家が要請され責任を負うと考え、ナショ ナリズムそれ自身に対してはむしろ批判的な立場をと ります。

3. 世界正義の問題系

世界正義についてはさまざまな立場や意見があるなかで、世界正義でどのようなことを問題にされてきたか、問題のほうからを見ることがまず大切だと考えます。法的に世界正義の問題系として、次の5つが挙げられます。

- ①<u>メタ世界正義論。</u>そもそも世界正義は成立可能なのだろうかという問題です。これについては最後に触れたいと思います。
- ②国家体制の国際的正統性。国家の正統性というのは 従来、国内的に、つまり国民にとってということで 問題にされてきました。しかし、国家の正統性とい うのは国際社会でも問題にされなければなりませ ん。国際的に正統性が認められると、国家は国際資 源特権(外国企業などに対して自国の資源であるこ とを主張できる)や国際借款特権(外国銀行などか ら借金ができ、それを税金から返済することができ る)などの巨大な特権が認められることになりま す。天然資源に恵まれている国ほど軍事クーデター が起きやすく経済的発展が阻害される傾向にありま

す。これは国内的な政治的不安定という要因にだけ 問題があるのではなく、その地を実効支配している 集団に資源特権を認めるという国際秩序にも問題が あります。

- ③世界経済の正義。世界に見る経済的格差はきわめて深刻で、絶対的貧困は人権問題ととらえられます。世界では、1日2ドル以下で生活する赤貧ラインの人口が20数億人。そのうち1日1ドル以下の極貧ラインの人口が約10億人。とくにこれは具体的に、貧困に関連する死(貧困死)を見てみると明らかです。世界全体では年間約5,400万人の人々が亡くなっています。2000年代初めの統計では、この中で餓死や医療を受けられれば助かったのにそれを受けられずに亡くなる貧困死の人々がこの3分の1の約1,800万人。1日にすると約5万人。そのうちの6割の年間約1,000万人、1日に約3万人が5歳未満の子どもたちです。最近では幼児の貧困死は年間700万人を切りましたが、なお膨大な数です。
- ④戦争の正義。国際的な武力行使の正当化可能性です。冷戦終結後、国家間同士の戦争は少なくなりました。しかし、破綻国家などでは内乱が起こっています。武装勢力による大量虐殺も起こっています。国際社会はこれを座視していてよいのかという問題が議論されています。「人道的介入」をしてよいのか。どのような条件で、どのような形でしてよいのか。人道という名の下で国家利益の追求が行われないための歯止めは何か。また介入した国家が負う被介入国人民への保護責任はどうなるのか、等です。
- ⑤世界統治構造。世界秩序形成における権力の集中と 分散の問題です。いま国家以外のアクターが出現し て、主権国家中心のシステムが揺らいでいます。こ の国家以外のアクターの中には、国家の上に立ち国 家を抑制しようという「超国家体」があります。究 極的には世界政府でしょうが、そこまでいかなくて も国連や地域統合を目指すEUなどがこれにあたり ます。超国家体は主権国家を超えて世界統治構造の 「高度集権化」を追求します。また、もう1つは「脱 国家体」です。これらは国家とは異質な原理で動 き、国民に対して説明責任を負う政府に対して、そ の国民に対して責任を負うことなく政府に圧力をか けることも可能です。この脱国家体にもいくつかあ ります。第一に経済的な団体です。多国籍企業や国 際金融資本と呼ばれるものがそれに当たります。国 家が民主的手続きを経て税制などで多国籍企業への 圧力を強めてくるならば、多国籍企業は国内で多く の雇用や税収を産み出していることを背景に、政府 に対して資本の国外移転という脅迫、つまり離脱に よる強制をかけることができます。脱国家体として は、第二に市民的な団体があります。国際的非政府

組織(International Non-Governmental Organization 略してINGO)と呼ばれ、大きな役割を果たすようになってきています。概して欧米の市民たちから人員や資金の供給を受けているものが多いと言えます。たとえば、そのような環境保護団体の一つがマグロの保護に乗り出し、ツナの不買運動を展開したとしましょう。このことは直ちにマグロの輸出に経済を依存している太平洋上の小国に大きな影響を与えることでしょう。これらの脱国家体は、世界統治構造の「高度分権化」を目指します。

4. 世界正義の規範的・方法論的前提

さて、カトリックにして商法学者で法哲学者であっ た田中耕太郎は、国境を越える商取引に見られるよう に国家意思から独立した秩序形成が世界的に事実上進 展していることを指摘して、1930年代に「世界法の理 論」を唱えました。これは、事実上の秩序形成の中 に客観的精神があるのだという「現実的なものは合理 的である」「社会あるところ法あり」というヘーゲ ル右派的認識であり、事実に付き従い、事実を批判す る規範的な問題意識を欠如したものと言えます。②世 界経済の正義で述べたような現実に生起する不公正を 批判する視点をもちえませんでした。田中耕太郎に対 して、「法を正義への企てである」と定義した私は、 「世界法は世界正義への企てである」と定義したいと 思います。しかし、規範的にとらえられた世界正義に ついてもさまざまな批判があります。まず、正義は国 境を越えることできないという考え方があります。そ の証拠に、たとえば、私たちは国内でシングルマザー が生活苦から幼い我が子の育児を放棄して栄養不良で 餓死させたとすれば、その親を責めるだけではなく国 の社会保障政策の不備を批判することでしょう。しか し、サハラ以南を中心に1日で3万人近くの乳幼児が貧 困死している状況に対して、私たちは慈善の問題とし てとらえても、世界秩序の問題としてはほとんど扱い ません。

また、逆に覇権国の身勝手な正義がやすやすと国境を越えて、当事国の国民の人権を蔑ろにして不正を押しつけることがあります。イラク戦争では、アメリカは「正義」を執行すると称して、控えめに見積もっても約3兆ドルを注ぎ込み、自国兵士・軍属約5,000人の命を失いました。しかし、イラク自身はこの戦争で徹底的にインフラを破壊されただけでなく、WHOの試算で約15万人、別の統計では10万から100万の間で非戦闘員も巻きこんで自国民の命を奪われました。私たちは、「国境を越えられない正義」の欺瞞と「身勝手に国境を越える正義」の横暴をともに批判していかなければなりません。

私たちには、世界正義に対して方法としての「複眼

的・包括的接近」が必要となってきます。

「包括的接近」というのは、先に提出した5つの問 題系を同時に考慮しなければならないということで す。ふつう③世界経済の正義を取り上げる論者は、④ 戦争の正義の問題には触れません。逆に、④戦争の正 義の問題を取り上げる論者は⑤世界統治構造には触れ ても、③世界経済の正義には触れません。また、アメ リカ政府は1996年ローマでの「世界食糧サミット」に おいて「飢餓からの自由への基本権」を承認したもの の、これは漸進的努力目標にすぎず国際的責務を負う ものではないと宣言しました。そして、丁寧にもFAO が栄養不良者を2015年までに半減するために先進諸国 に要請した年間60億ドルの寄金について、半減するに は26億ドルで十分であると反論しました。イラク戦争 では、アメリカ政府は大量破壊兵器をもつと見なされ た (結局発見できなかった) イラクに対して「(世界 匡正的)正義の執行」という名目で、10日間に約50億 ドルの戦費を費やしているにもかかわらず、でありま す。包括的接近によって見てみると、アメリカ政府は 自国権益を優先させて、正義に関して二重基準をとっ ていることが分かります。

「複眼的接近」というのは、それぞれの問題を扱い ながらも、その問題ごとの性質の違いをしっかり見極 めていくことをいいます。たとえば、ネオ・コンと呼 ばれる人たちは、②国家体制の国際的正統性の問題 を、④戦争の正義という問題にすぐに結びつけてしま う傾向にあります。市民的政治的人権の保障が国家体 制の国際的正統性の条件をなすとする解答から、他国 で市民的政治的権利が侵害されていることを理由に直 ちに国際的な強制介入が許されるという考えです。こ のような国際的な強制的介入を自制させるために、リ ベラルであるロールズは、あえて国家体制の国際的正 統性から市民的政治的自由を外して、条件の切り下げ を行います。彼は晩年に著した『諸人民の法』のなか で、②国家体制の国際的正統性の条件として「節度あ る階層社会」でさえあればよいとします。人民に選挙 権が認められていなくとも、それぞれが属す宗教的・ 職能的団体の指導者を通して、国民の声が政府に届く 経路があること。また国教があったとしても、それ以 外の宗派が平穏に自らの信仰を守ることが許されてい ること。以上が満たされていれば階層社会であっても よいと言うのです。しかし、ここでロールズも、やは り②と④を短絡して考えてはいないでしょうか。私 は、ネオ・コンもロールズも誤っていると考えます。 なぜなら、市民的政治的人権の保障を国家体制の国際 的正統性の要件と認めたとしても、なお、体制変革に ついての第一次的な権限と責任はその体制の下に生き る人民にあるという政治的自律の原理は妥当し、外的 な武力介入は当然には認められないからです。

5. 正義概念の基底化に向けて

世界正義とは何かについては国内の正義以上に議論が錯綜しています。しかし、そこに踏み入るためには、そもそも正義とは何かを改めて考えてみる必要があります。正義についての議論には、まず、最大多数の最大幸福を目指して、正義を全体効用の最大化とする功利主義の立場があります。また、全体のために犠牲にされてはならない個人の権利があり、その擁護こそ正義であるという立場があります。この中でも、リバタリアンと呼ばれる人たちは、個人の人格的自由や所有の権利を重視します。これに対して、ロールズやドゥウォーキンは平等に基づいた権利を重視します。

ただし、これらはすべて「正義の構想(conceptions of justice)」であります。しかし、私が問題にしたい のは、「正義の概念(the concept of justice)」のほうで す。正義をめぐってさまざまな解釈が存在します。こ れらの正義の構想が真の対立や競合になるためには、 テーマである正義それ自体については対立する立場に あっても何かしら共通の了解があるはずです。これは 広く、意味と判定基準の違いの問題でもあります。教 員同士が学生への評価をめぐって合格ラインについて 議論しているとします。合格の判定基準についてさま ざまな意見が出ているとしても、合格という意味につ いて分裂はありません。医師同士がある病気の判定基 準について侃々諤々議論しています。そのときでもそ の病気の意味については共通の理解ができているから 議論が成立するのです。逆のことも言えます。法律家 たちが罪に対して罰はどうあるべきかという匡正的正 義について議論している中に、もしイエス・キリスト が登場して「右の頬を打たれたら左の頬を向けよ」と 言うならば、全くの場違いとなります。イエスは愛の 構想について語っているからです。匡正的正義につい て話し合っている法律家たちと、愛について語るイエ スの間には対立は生まれません。概念が異なっている からです。正義についてさまざまな構想があるという ことは、むしろ正義について一致する概念の存在を指 し示しています。

国家の「正統性(legitimacy)」とは、集合的決定について、それが自らの正義構想に照らして誤っているとみなす者であっても、なおそれを自己の属する社会の公共的決定として尊重する態度をとる場合に存立します。正統性とは、正義の最善の構想にあるわけではありません。にもかかわらず、正義と無関係ではありません。正統性は、対立競合する正義構想に通底する共通制約原理としての正義概念に関係します。

それでは正義の概念とは何でしょうか。これを、 私は、「普遍化不可能な差別の排除(the prohibition of nonuniversalizable discrimination against others)」と定 義します。これが具体的に含意するのは、「フリーラ イダーの排除」「ダブル・スタンダードの排除」「権利 と既得権の弁別」「集団的エゴイズムの排除」です。た とえば、国際社会においては、ダブル・スタンダード が横行し、世界正義にもとる事態が見られます。IMF は涂上国に支援を与える条件として、厳しいコンディ ショナリティを課します。この中には、政府に自国産 業への保護をやめさせ市場原理を尊重させることも含 まれます。しかし、自国の産業への手厚い保護は先進 国がずっと行ってきていることで、アメリカやEUの農 業保護政策、あるいはアメリカの軍事産業育成など枚 挙にいとまありません。また先進国が途上国の農産物 にかける関税は、先進国同士の農産物関税に比べ2倍 高いそうです。この関税を先進国並みに下げれば、年 間7,000億ドルの所得移転が途上国に行えることになる とUNCTADによって試算され、1日2ドルの貧困ライ ン以下の人口をラインより上に引き上げるに必要な総 額を上回ります。

そして、正義概念に通底して言えることが「反転可 能性 (reversibility)」です。自分の他者に対する要求 や行動が、自分がその他者だとして受け入れることが できるかどうか吟味した結果、受け入れ可能だという ことです。これにも2つあります。「位置の反転可能 性」と「視点の反転可能性」です。自己と他者とが置 かれている客観的位置すなわち環境的状況を反転させ よというのが前者です。自己と他者の視点をも反転さ せよというのが後者です。前者だけでは不合理な帰結 が生じることがあります。たとえば、ある他者が殺害 されうる、虐待されうる位置に置かれているとき、私 が自殺願望者であったりマゾヒストであったりするか らといって、その他者を殺したり虐めたりしてもよい と主張するなら、馬鹿げています。また、「視点の反 転可能性」は、私が他者に対して、彼や彼女の視点が 自分やほかの人の視点からも受け入れ可能であるかを 問えることをも意味しています。あるカルトでは死が 魂の救いであると信じられていたとしても、だからと 言ってそのカルトの信者が、死にたいとは思っていな い私に死を強いることはできないはずです。この「視 点の反転可能性」を深く追究したのが、経済学者で道 徳哲学者であったアダム・スミスです。彼は『道徳感 情論』で、我々は自我の檻から離脱することはできな いが自己の行動が他者の同感を得られるか否かを批判 的に吟味することを通して、「高次の内なる我」とし ての「公平な観察者 (impartial spectator)」を構築で きると言います。ただ自己批判的吟味だけでは不十分 です。私たちの要求や行動のコストを負わされる現実 の他者からの異議申し立てに、私たちはさらされなけ ればなりません。「権力は腐敗する傾向にある。絶対 的権力は絶対的に腐敗する」というアクトン卿の有名

な格言は、答責性なき権力の病理を鋭く指摘していま す。

国家の正統性にとっても、視点の反転可能性テストを無意味化しないためにも位置の反転可能性が必要です。選挙の結果として政権交代が行われる民主政体こそ、政治的競争において勝者と敗者の「位置の反転可能性」を現実に保障します。民主政治では、責任がどこにあり、何が間違っていたかを問われる答責性が選挙と政権交代という形で担保され、政治に緊張感をもたらします。しかし、けっして多数を形成できる見込みのない民族的・宗教的・性嗜好的マイノリティーも国内にはいるでしょう。それに対しては、裁判所の違憲審査権などを備えた立憲主義によって彼らの基本的人権が守られなければなりません。政権交代を可能にする民主政と構造的少数者の人権保障は、国際社会における国家の正統性承認条件にも組み込まれなければなりません。

話し足りないことはまだたくさんあるのですが、もう時間になりました。この辺で終わりにしたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

(県立上鶴間高校 落合 隆 要約記録)

歷史分科会活動報告

全国歴史教育研究協議会 第54回大会(全歴研神奈川大会)報告

実施日:2013年7月31日(水)~8月2日(金)

会 場:ワークピア横浜

史跡見学:横浜市中区・南区方面(Aコース)

箱根方面(Bコース)

ここ数年、歴史分科会の夏の定番は、「日本史 サマーセミナー」(日本史研究推進委員会)、 「高大連携講座」(世界史研究推進委員会)、県 外史跡踏査(史跡踏査委員会)という3事業でし た。このうち、日本史と世界史の事業は、専門的 な研究と現場の教育実践との接続が、生徒の学 力・教員の授業力の双方を伸ばす可能性があるこ とを示すもので、県外の諸団体からも注目されて きました。歴史分科会は、全歴研神奈川大会をこ れまでの実践の集大成とすべく企画・運営を進め てきました。

「転換期における歴史教育とは?」を基本テーマに開催された同大会は、すべての分科会に大学教員を配置し、学校現場の実践と大学における新しい研究成果の接続を試みるという、全歴研としては初の実施形態を取りました。参加した大学教

員は、従来の類似イベントでよくみられた「指導・助言」役ではありません。「共同研究者」、すなわち、小・中・高の教員と対等な立場で、同じテーマについて協議するという役割をご理解いただいたうえで、参加していただきました。各分科会、および記念講演のおもな内容は、次のとおりです。

第1分科会(8月1日)シンポジウム「日本の近代 史をどう教えるか」/パネリスト:赤羽博明(横 浜市立立野小)、篠田直樹(横浜市立大綱中)、 矢野慎一(県立柏陽高)、成田龍一(日本女子 大)/コーディネーター:児玉祥一(同志社大) 第2分科会(7月31日)「様々な地域資料をどう 授業に取り込むか」①野嵜菜緒(県立上溝高) 「県独自科目『郷土史かながわ』における言語活動を取り入れた地域史学習の実践」、②長島一浩 (県立元石川高)「古代から中世の横浜北部を学 ぶ」、③西形久司(愛知・東海高)「地域資料か ら戦争のリアリティをさぐる」/共同研究者:齋藤一晴(明治大)

第3分科会(7月31日)「生徒の思考力・判断力を どのように育てるか」①渡辺研悟(県立柏陽高) 「多様な資料を活用し、思考力・判断力・表現力 を育む授業の創造〜経済政策から考える織田信 長〜」、②黒崎洋介(県立湘南台高)「シチズン シップ教育を意識した日本史教育〜沖縄修学旅行 事前学習を題材として〜」、③吉橋淳(宮城県佐 沼高)「歴史の「常識」を問い直す教材研究〜日 露戦争前後の内政と外交〜」/共同研究者:大串 潤児(信州大)

第4分科会(7月31日) 「近代世界システム論をどう授業に取り込むか」①鈴木健司(県立七里ガ浜高) 「近代世界システムの成立」、②福本淳(栄光学園)「近代世界システムの展開」、③大西信行(東京・中大杉並高)「近代世界システムとアジア」/共同研究者:中村武司(弘前大)

第5分科会(7月31日)「中央ユーラシア史をどう教えるか」①神田基成(鎌倉学園)「古代ユーラシアの遊牧帝国と人・モノ」②柴泰登 (桐蔭学園)「祆教はどのように伝わったか〜生徒に中世のネットワークを知ってもらうために〜」③真木康彦(東京・城北中・高)「遼・西夏・金の帰結としての「モンゴル帝国」をどう教えるか」/共同研究者:杉山清彦(東京大)

記念講演(8月1日)「高大連携でつくる新しい歴

史教育~普通の教員が教えられる東南アジア史に 向けた取り組みから~ | 桃木至朗(大阪大)

大会初日の第2~第5分科会では、いずれの会場でも後から座席の追加が必要となるほどの盛況ぶりでした。2日目のシンポジウムと記念講演は、残念ながら(!?)立ち見が出るまでには至りませんでしたが、ほぼ満席状態に見えました。最終的な参加者は、34都府県より282名、うち県内は87名でした。史跡見学もAコース24名、Bコース20名にご参加いただき無事終了しました。また、参加者の構成については、若手教員の参加が増え始めているということを、本年3月、5月における県内の研究大会に引き続き実感しました。

歴史分科会は、この成果を今後の各事業の充実 に活かしたいと考えております。われわれの活動 に興味・関心をお持ちの方は、歴史分科会各委員 会担当者までご連絡いただければ幸いです。

最後になりましたが、全歴研神奈川大会の企画・運営にご協力いただいたすべての先生方に深く感謝の意を表することで、報告を結ばせていただきます。 (県立大師高校 澤野 理)

史跡踏查委員会

第52回夏季県外史跡踏査報告

実施日:2013年8月23日(金)~24日(土) 踏査地:福島県(三春・郡山・会津若松)方面

~戦国時代から明治時代まで~

地球規模の天候不順により、日本列島の今年の 夏は、地域によって40度を超える気温が記録され たり、水不足が心配されるかと思いきや、ゲリラ 豪雨による河川の氾濫や土砂崩れで各地に被害が 続出した。このような中で夏季踏査が実施された 8月23・24の両日は、時折小雨が降ったものの概 ね過ごしやすいコンディションに恵まれた。

最初に訪れた三春町は阿武隈山地の西裾に位置する小さな町で、現在では4月下旬に満開となる「滝桜」で有名だが、明治時代には河野広中を中心とする自由民権運動の盛んな地であり、江戸時代は秋田家の三春藩5万石の城下町であった。歴史民俗資料館の前には河野広中の銅像と記念碑があり、資料館には自由民権記念館が併設されている。副館長兼主任調査員である平田禎文氏には資料の解説と町内の案内をしていただいた。企画展として「三春と馬」が開催されていた。近世から近代にかけて全国有数の馬の産地であったが、現

在は途絶えてしまい、その名残が工芸品の三春駒である。三春小学校の校門はかつての三春藩講所の表門(寛政年間)で「明徳堂」の扁額が掲げられている。中世末に開かれたと言われる浄土宗の紫雲寺は自由民権運動家の墓が多く、広中の墓も東京の護国寺から改葬されている。三春藩主の菩提寺の一つである龍穏院本堂は宇治の黄檗宗万福寺の影響を受けた独特の建築様式であった。



三春小学校校門

郡山市へ移動し、開成館敷地内に移設された旧 安積開拓官舎にて、講師の柳田和久氏(郡山市文 化財センター)より安積疏水の歴史について解説 を受けた。開成館は、明治6年に区会所(郡役所の 前身)として建築され、翌年、当時はまだ珍しかっ た三層楼・擬洋風の建物に改築され耳目を集めた という。明治天皇の東北行幸の行在所としても使 用された。内部には安積開拓の歴史関連資料が展 示されている。柳田氏によれば、安積開拓は、 通説で言われているような水利に恵まれない原 野・荒蕪地を疏水工事によって新しく切り開いた ということではなく、既に近世において諸河川に 多くの堰を設けて水位を上げて行われていた灌漑 地を疏水幹線によって繋げる形で展開されたとい う。疎水による新田に匹敵する面積の古田が存在 することから証明できるという。また、安積開拓 は会津・二本松ほか久留米・松山・鳥取・岡山・ 米沢などの旧藩士族を移住させた士族授産事業で もあった。夕刻、如寶寺にてキリシタン墓碑を拝 観。宿泊地の磐梯熱海温泉のホテルでは十分な温 泉を堪能した。

二日目の朝、猪苗代湖の安積疏水上戸浜取水口、湖から流れ出る唯一の川である日橋川の十六橋水門(戊辰戦争の激戦地であり、オランダ人技師ファン・ドールンの指導による治水事業故地)を回った。昨日の安積疏水にまつわる解説を思い出しながらの踏査であった。

焼失したものの残された図面から総工費34億円

をかけて会津若松市河東町に完全復元された日新館では約1時間の自由行動とした。会津藩の教育の在り方を実感できた。移動中のバスの窓から会津大塚山古墳(発掘調査の結果、早くも4世紀前葉にこの地域の首長がヤマト王権と係わりをもっていたことが証明された)を見ながら飯盛山のふもとの旧滝沢本陣へ。会津歴代藩主が参勤交代などの際、旅支度を整えるための休息所としていた場所であり、戊辰戦争では藩主松平容保が出陣とた所でもある。国の重要文化財に指定された建物には多くの弾痕や刀傷が生々しく残っていた。城代家老西郷頼母邸の復元屋敷や旧中畑陣屋(東北に残された最後の代官所)などが建ち並ぶ会津武家屋敷では1時間ほどの自由見学と昼食をとった。

午後は福島県立博物館と鶴ヶ城を回った。博物館では主任学芸員の高橋充氏・古山智行氏から展示解説をいただいた。会津大塚山古墳の出土品をはじめ、福島県の原始・古代から近現代までの歴史を網羅した展示は見ごたえ十分であった。快晴となり気温が上昇する中、鶴ヶ城内を古山氏に案内していただき、天守閣にも登って会津盆地を眺め今回の踏査の収めとした。帰路は高速道路の渋滞もなく21時には横浜駅西口へ着いた。

(県立湘南高校定時制 丸山 理)



鶴ヶ城

今後の活動予定 <史跡踏査委員会>

秋季史跡踏査は、11月16日(土)に実施します。 今年度は、「信仰の諸形態」をテーマとして、藤 沢市内(遊行寺・江の島など)の踏査を行いま す。昨年同様多数のご参加をお待ちしておりま す。

<研究大会関係>

年度末恒例の歴史分科会春季研究発表大会は、 2014年3月7日(金)に横浜駅西口のかながわ県民 センターにて開催します。今回は、関東歴史教育 研究協議会神奈川大会を兼ねた大会となりますので、他県の先生方との交流や情報交換の機会もあるかと思います。講演会は、朝鮮古代史がご専門の李成市先生(早稲田大学)にお願いしました。日本史・世界史、どちらの視点からも興味深い講演が期待できます。また、会場周辺のプチ史跡踏査も計画しております。このように盛りだくさんな内容ですので、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

地理分科会活動報告

野外調査委員会 夏季野外調査報告(2013年8月17日~19日)

1. はじめに

8月17日~19日、岩手県にて夏季野外調査を実施した。岩手県をフィールドに選定した理由は、東日本震災の発生から2年5ヶ月経過したこと、北三陸海岸の巡検は地理分科会として初めてということから実現したものである。2年5ヶ月たった被災地の状況や復興の様子を現地のガイドの方から見聞する機会を得て、岩手県沿岸部と内陸部の地域性を考察した。

2、8月17日(土)

新花巻駅に集合して、遠野市に向かった。遠野 市は民話で有名。遠野市観光協会現地ガイドの菊 池さんより、説明を受ける。遠野市は河童伝説で も有名。民話のふるさとでもあり伝承園で民話を 聞く。次にかっぱ淵に行く途中で、ホップの畑に 出会う。ホップ畑は寒冷な山間地などにつくられ 遠野も産地の一つである。次に荒神様に向かう。 遠野市を代表する風景として、遠野市の観光ポス ター写真などに使われることが多い。その後、遠 野市城下町資料館、遠野市博物館を見学。ジオラ マの作り方がすばらしい。まさに地理的表現がな されており、一つの模型に様々なポイントの映像 を当て地域内の紹介をしている。授業でのヒント になりそうである。遠野市は震災時の沿岸部にお いての被災地支援の前線基地となり、仙人峠道路 などの内陸部からのアプローチ道路の必要性を感 じた。

釜石市に入り、新日鐵住金釜石製鉄所を通過。 1989年に高炉を休止。その後、線材の加工などに 転換した。ピーク時の20分の1に従業員が減少し ている。製鉄所の脇に気になる標識を発見した。 標識から読みとれるのは3·11の津波が製鉄所内ま で及んだことである。

釜石駅も浸水したが、全壊の事態は免れた。市 街地の復興は未だかつて進んでおらず、空き地が 散見される。リアス線・JR山田線は未だに復旧 していない。

3. 8月18日(日)

宿舎から釜石市役所へ。高台と感じた釜石市役所にも津波は押し寄せていた。高台の避難所から釜石港を俯瞰。神奈川へ戻った後、この場所から津波の様子を撮影した映像を見る。次に釜石市の鉄の歴史館へ。洋式高炉から現在までの歴史が学べる施設である。橋野高炉跡三番高炉の原寸大模型の展示が一同の目を引いた。なお1996年に高炉は解体されている。館長の話の中で東海道新幹線のレールの90%は釜石から出荷されたとのこと。富士製鉄時代のことで一番華やかだったと回想された。

その後、大槌町へ移動。「おらが大槌夢広場」 の方と合流。現地のガイドは大槌高校2年女子生 徒であった。大槌町旧役場へ。40人もの死亡者を 出した場所で一同黙祷。高校生が避難した寺の場 所で語った「生かされているんだ」という言葉が 印象に残る。前向きに生きる姿勢を見せていただ いた。彼女の思いを生徒にただ伝えたい。この 後、山田線の大槌駅などを踏査する。ただ草が生 い茂るのみ。復興の気配すら感じ取れない。大槌 町から宮古市へ移動。



大槌町役場前での説明(大槌高2年生)

海沿いの集落は流されて跡形もない。

宮古では宮古魚市場にて宮古市水産課課長伊藤氏より説明を受ける。宮古市の震災時死者数は517人で半数以上が高齢者である。避難時の教訓としたい。魚市場は堤防がなく津波で被災。4月11日には業務仮復旧し事務室はプレハブ。地盤沈下や

防波堤の復旧、水産業には欠かせない製氷工場の再建などをへて2011年9月には復旧した。宮古市の全体被害額は2,400億円でうち漁港は150億円にのぼった。そのような中、宮古市復興計画で水産業の復興再生を図ることが盛り込まれた。つくる漁業の再生をめざし、養殖わかめ・あわびなどを中心に基幹産業としての復興をめざす。

伊藤さんの先導でバスは田老へ到着。田老地区 の死者数が飛び抜けていることを知らされる。そ の後、宮古市の学ぶ防災ガイドより説明を受け る。田老観光ホテルの地上から3階までは外の非 常階段を上り、3階から屋内に入り6階まで。6 階の客室にてホテル社長の撮影した津波のビデオ を視聴。このビデオはマスコミなどに非公開。第 二波のすごさに一同圧倒される。ホテルの前に あった決壊した第二防潮堤は「高波専用の防潮 堤」で内側の構造も違うとのこと。所管も違い縦 割り行政の弊害を感じる。防潮堤に移動し、ガイ ドさんの話しの中で「つなみてんでんこ」を紹介 された。「てんでん・ばらばらに逃げなさい」と いう意味だけでなく、自分の命を最優先にして、 逃げること。仕事によっては責任ある立場になる だろうが、まず自分の命を優先すること」を力強 いことばで私たちに伝えていただいた。そして前 向きに生きる姿勢に一同感服した。



田老防潮堤防での説明(学ぶ防災ガイド)

4. 8月19日 (月)

北上高地にある葛巻町を訪問した。途中、本州の寒極といわれる藪川に近づく。2時間かけて到着。葛巻町農林水産課の方から説明を受ける。横浜市とほぼ同面積で人口7,120人。人口減少ぎみである。平均気温8度、冬季は-20度にまで低下。基幹産業は林業と酪農である。ホルスタインを導入し、乳牛は東北第1位。林業では木炭生産がさかんで寒冷地のためカラ松を育成している。山ブドウでのワインづくりも紹介された。

最近では、葛巻といえばクリーンエネルギーの

町として有名である。風力・太陽光・バイオマスの発電事業を展開している。酪農・林業の振興から、第1次産業の先にあったものをクリーンエネルギーに使うという発想に興味を持った。日本で初めての山間高冷地で発電する風力発電は、1997年に打診があり1999年に稼働、600世帯分の消費電力に相当する。2003年にグリーンパワー発電が稼働した(16,000世帯分)。太陽光発電は葛巻中学校に設置されており環境教育に利用されている。避難所となる公共施設には非常用電源として設置されている。

畜ふんバイオマスは大規模農家が増加している なかで、排泄物を利用しメタンガスで発電。堆肥 散布時の臭いを防ぐことも視野に入れている。ま た木質バイオマスの施設ではパルプチップの生産 において出されるチップ処分にも費用がかかるた め、ペレット製造やボイラー・ストーブの導入が なされている。灰の処理に手間がかかるが畑の肥 料になるなどのメリットもあるそうだ。公共施設 中心にペレットストーブを導入している。その 他、ゼロエネルギー住宅の実験も行っている。各 種補助事業を町を挙げて推進していく中で、葛巻 町の目標はクリーンエネルギーの取り組みにより 「エネルギー自給率100%」を目指すという。この 後、実際に葛巻町で行われている事業地の踏査を 行った。この後、葛巻高原を出発し、国道4号線 を経由して、17時にJR盛岡駅にて解散。3日間に わたる野外調査は無事終了した。

5. 教材化に向けての取り組み

地理Aで「自然環境と防災」という項目が新設された。「自分で自分の命を守る意識」という言葉。被害のひどかった大槌町、宮古市田老地区で伺った現地ガイドさんの話をいかに生徒に伝えるか。そして防災という授業を実りあるものにしていくために今後の研究課題としたい。

(県立大師高校 橋本 達也)

活動報告と今後の予定

① 6 月26日(水) **地理研究授業**(県立柏陽高校) 授業者:吹屋美波先生

内 容:1年地理B「乾燥帯の気候」

・吟味されたプリントを使いながら、考えること や作業など生徒主体の時間を設け、テンポ良く 授業を進める新採用の先生の授業を拝見。見学 者一同大いに刺激を受けました。

②12月 テスト委員会による問題例の配布

- ・「基礎」と「発展」の2種類を、各校に1部ずつ配 布します。各校で増し刷りしてご活用下さい。
- ·連絡先:県立厚木高校 磯崎 厚
- ③12月6日(金) 午後2時予定 秋季野外調査『みなとみらい地区 開発30年を みる』
- ④ 1月7日(火) 13時30分予定

<新企画>ミニ講座&ミニ巡検

- ・ミニ講座「テスト作問のヒント」
 - 1) ワードを利用した簡単な作図の方法
 - 2) 県下一斉テストの作成過程から
- ・ミニ巡検「鶴嶺高の授業1時間で行う巡検」 (主に、後背湿地や砂丘の地形と住宅開発、防災) 新旧地形図、土地利用と関連づけて歩きます。
- ・会場:県立鶴嶺高校(茅ヶ崎市) 初歩的・基本的な内容を中心に、少しでも授業 やテストのヒントになれば…と企画しました。 若手の先生や地理が専門ではない先生の参加を お待ちしています! もちろんベテランの地理の 先生もぜひ。
- ⑤3月5日(水) 午後

地理分科会研究発表会

「アフリカの生活・文化の取り扱い」

- ・会場: KUポートスクエア (みなとみらい、クイーンズタワーA 14階)
- ・3人のパネリスト<吉村憲二先生(県立寒川高)、奥野瑞葉先生(県立鶴嶺高)、齋藤亮次先生(公文国際学園高等部)>による発表とパネルディスカッション
- ・講演 吉田未穂氏(シネマアフリカ代表、エリトリア大使館勤務)
- ・「地理紀要」31号を当日配布します。
- *③~⑤の詳しい内容や申し込み方法について は、後日送付する各要項をご覧下さい。

(県立小田原高校 能勢 博之)

参加者募集

地理分科会

「ボルネオ・ブルネイ研修〜熱帯・豊かな天然 資源・イスラム文化を巡る教材開発の旅」 2014年7月27日(日)〜8月1日(金)5泊6日

<主な内容(予定)>

- 油ヤシのプランテーションとパーム油工場
- · 熱帯雨林、製材所
- ・オランウータンのリハビリテーション

倫政現社分科会活動報告

全国公民科・社会科教育研究会 平成25年度全国研究大会の概要

平成25年8月5日(月)~6日(火)、東京の靖国神社に隣接する千代田区立九段中等教育学校において、全国公民科・社会科教育研究会の全国研究大会(東京大会)が開催された。今大会は「新学習指導要領の実施を迎えて~現代社会を中心とした指導の研究~」と題し、新学習指導要領で採り入れられた「幸福、正義、公正」を大きなテーマとして進行した。

1. 基調講演 杉田 敦(法政大学)

今回の大会は、新学習指導要領を受け、東京書籍の現代社会および政治・経済の教科書の政治分野を執筆された杉田敦先生の講演から始まった。

先生は教科書の政治分野は、実際は憲法分野であり、執筆時に政治学者として苦慮することとして次の3点を例に挙げられた。①制度論中心で政治過程や政治思想が手薄になる。②法律用語に拘束される(例えば「自治体」ではなく、「地方公共団体」)。③政党の位置づけが憲法上にないため、他の利益団体と同じ位置づけになっている。

次に憲法改正論議について、立憲主義を高校・ 大学で強調しなかったことを悔やまれた。憲法の 存在を自明の前提としたため、憲法が政府を拘束 し、時には民主主義と緊張関係になることが伝 わっていないのではないかと述べられていた。

次いで民主主義と自由主義について、人権と多数決の民主主義が時には対立すること(多数決でも奪えない少数派の人権があること)についての記述が希薄であり、権力を肯定する民主主義と権力に対抗する自由主義を峻別すべきとされた。

今回の指導要領で打ち出された「幸福、正義、 公正」については、ロールズの理論から説明され た。彼は個人の善(幸福)の追求を尊重する一方、 それらを縛る公正としての正義を提示する二項構 成をとり、「無知のヴェール」と呼ばれる思考実 験を経て最も不利な人々の利益を最大化するこ とを正義とする。指導要領は、個人の幸福追求と 全体としての正義を折り合わせる際に手続きの公 正に留意するとしている。先生はこれに理解を示 しながらも、正義の位置づけが若干あいまいであ り、正義は普遍的なものか、政治的に選択される 価値なのかを考えるべきとされた。正義とは公正 の基準となるが、これは司法判断の基準である公 共の福祉とは別であり、価値をめぐる問題は、法 理論の内部だけでは決まらないとされた。

最後に公民教育への期待として、「正しさを教え込む」従来の日本の教育よりは、「正しさを発見する」ロールズの手法や、イギリスのシチズンシップ教育への期待を示された。さらに中立性にこだわり政治的な思考をそぐべきではないとされ、他者への想像力を育む大切さを、放射性物質や財政問題などの世代間倫理を例に説かれた。

2. 講演 西原 博史(早稲田大学)

清水書院の現代社会および政治・経済の教科書の政治分野を担当された憲法学者の西原博史先生からは、先生自らが小学校で行ったいじめ対策を児童に考えさせる実践例から話を始められた。

子どもの臓器移植の例では、体の所有権(自己 所有権)は近代所有権の基礎であるが14歳以下の 子には移植についての決定権がない。だが子ども 達に質問すると、移植に自分なりの理由で納得し ている子が多い。子どもの考えを尊重しながら も、私的利益を外し高い視点から公的世界に参加 する立場だけでなく、私的利益を主張し公的世界 に参加することも重要ではないかと述べられた。

またベンサムの最大多数の最大幸福、スミスの自己利益の最大化が公共善につながるとの思想がデモクラシーと多数決原理の基礎であるとした上でリヴァタリアンの法哲学者ロバート・ノージックの眼球移植の思考実験(両眼のある者からクジ引きで全盲の者への眼球移植を義務づける法案に対する国民投票)を会場で実施され、賛成者が1割に満たないことから、人間は権力の介入を拒む不可侵領域を持ち、これが多数決でも侵せない基本的人権であると述べられた。

正義という言葉が胡散臭いものになって久しいが、1970年代以降ロールズを筆頭に正義を見直す動きが出てきた。彼は全員が認める最低限のルールである正義と、人によって異なる善(幸福)を区別する。ルールの維持には平和的な議論が必要だが、そのために教育を必要とするロールズ右派と教育の押しつけを否定する左派に分かれる。シャンタル・ムフの「理性的討議能力による抑圧」を引用し、「いじめられている人は嫌だとしか言えない」、つまり少数派には理性的な討議自体が困難な場合もあるとの批判例などを挙げられ

た。最後に憲法教育は価値教育であることを認識 した上でしっかりやるべきであるとまとめられ た。

3. 実践報告

新学習指導要領に的を絞り、4名の先生による 授業実践の報告がなされた。

- ◆北海道札幌丘珠高等学校の今野博友先生は、 「幸福、正義、公正」を正面から扱った実践報告をされた。生徒が「何が望ましい本来の理想であるかを、根拠を示しながら主張できる見をであるかを、提示された課題に個人の意見見をで書き、グループでまとめ発表させるを目標に、投示された。生活保護を例に様々な立るでまされた。生活保護を例に様々な立るがのいてより深く生徒にののいてより深く生徒にののが一である投業などが印象的であった。これらののおさせる授業などが印象的であった。これらののおきせる授業などが印象的であった。これらののおきせる授業などが印象的であった。これらのの方を記述する指標からなる評価指針)によって評価され、生徒にも自分が何をするべきかが理解できるように配慮されていた。
- ◆仙台市立仙台清陵中等教育学校の板橋俊文先生 からは「持続可能な観光産業とは」と題した実 践報告があった。観光を切り口に、産業構造や 社会構造の変化、少子化、グローバル化、地域 格差、震災の問題などについて考えさせると授業 であった。またオーズベルの学習分類(授主主導の を生徒主導の有意味学習と発見学習、教を生徒主導の有意味学習と発見学習、教を生徒主導の有意味学習と発見学習、教の 地理学の理論から授業構成を検討し、生徒討 の思考力・判断力を導き出すための方法が検討されていた。さらに授業を「習熟」「揺さぶり」 「追究」「表現」の四場面に分類し検討する方 法論も興味を引いた。
- ◆福岡県立水産高等学校の亀井優博先生からは、 8割の生徒が就職を希望する高校で、働くこと の意味の自覚、勤労意欲、経済的に自立するた めの資質、学習意欲の向上、進路実現などの諸 課題に向き合った授業実践の報告があった。ハ ローワークの求人票と民間の就職斡旋企業の求 人票の比較、アルバイトと正社員の時給や他の 労働条件の比較などから教科の内容に切り込ん でいく発想はたいへん参考になった。
- ◆東京都立葛西南高等学校の黒田かすみ先生から は、利害調整ゲームの紹介があった。ダム建 設、賃上げ、大規模開発などの事例について、

3名一組でチームをつくり、2名が対立する立場に立つ主張をする。残りの1名が両者の調整にあたり、その結果を発表させることで、対立する集団間の調整には権力が必要であることを気づかせる授業である。事例を各チームごとにすべて変えるなど、手間をかけた授業であった。

4. 東京都教育研究員報告

東京都では教員の中から研究員を指名し、月例の研究会や夏合宿を通じ、年間のテーマと仮説を設定し、検証することを続けている。これに関して研究員でもある東京都立蒲田高等学校の浅川貴広先生から平成22~24年までの報告があった。この間のテーマは言語活動・合意形成・指導と評価の一体化である。内容が膨大であるため、興味のある方の次のWEBページを参照されたい。東京都教職員研修センター(www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/)より教育研究員報告・高校・公民科。

5. 文部科学省教科調査官講演

大会最後は文部科学省で学習指導要領を作成されている教科調査官2名の講演であった。

- ◆現代社会と政治・経済を担当する樋口雅夫先生からは、今年度より始まる第2期教育振興基本計画(社会を生き抜く力など)や、各教科の容構成、中学の学習内容、「幸福、正義、正者についての解説があった。社会においての好立があった。社会においての対立があった時、結果の公正や手続きのがあいた。なり、である。たとえ解決策のない対立状況である。たとえ解決策のない対立状況である。たとえ解決策を考えるのがある。たとえ解決策のない対立状況である。たとえ解決策のない対立状況である。たとえ解決に近づく努力が必要である。なお「幸福、正を判断を通じて解決に近づく努力が必要であるといかとのお話であった。なお「幸福、、正」の概念を用いることが重要であり、であった。またグローバルな問題だけでなく、自分の地域にも目を向ける学習をして欲しいとのことであった。
- ◆倫理と道徳を担当する澤田浩一先生からは、道

徳をめぐる現状についての話も伺えた。倫理については、生徒の現状分析、指導要領改訂のポイント、評価方法に加え、倫理という科目の変遷史、センター試験や教科書の変化など幅広い視野からのお話があった。数多くの先哲の言葉

を随所で引用されながら話される先生からは倫理という科目への愛情が感じられた。2日間の大会を締めくくるにふさわしい講演であった。 (県立茅ヶ崎高校定時制 三橋 健彦)